

# 社団法人 日本化学会 定款

平成9年3月28日 第50回通常総会議決  
平成10年2月3日 文部大臣変更認可  
平成11年3月29日 第52回通常総会議決  
平成11年6月30日 文部大臣変更認可  
平成13年3月29日 第54回通常総会議決  
平成13年7月24日 文部科学大臣変更認可

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社団法人 日本化学会 (The Chemical Society of Japan、略称C.S.J.) という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都千代田区神田駿河台1丁目5番地に置く。

(支 部)

第3条 本会は、必要の地に支部を置く。

② 支部に関する規程は、別に定める。

(部 会)

第4条 本会は、化学の専門分野に応じて、部会を置くことができる。

② 部会に関する規程は、別に定める。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第5条 本会は、会員の研究発表、知識の交換並びに会員相互間及び内外関連学協会との連絡提携の場となり、化学に関する学術の進歩普及、産業の発展及び生活の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第6条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 化学と化学工業に関する研究発表会及び学術講演会等の開催
- 2 会誌及び学術図書の刊行
- 3 内外の関連学協会との連絡並びに協力
- 4 化学と化学工業に関する研究の奨励及び研究業績の表彰
- 5 化学図書館の運営
- 6 化学と化学工業に関する研究及び調査
- 7 諮問に対する答申並びに建議
- 8 そのほか目的を達成するために必要な事業

### 第 3 章 会 員

(会員の種類)

第7条 会員は、次の5種とする。

正会員（個人正会員・法人正会員） 学生会員 教育会員 公共会員 賛助会員  
(正会員)

第8条 正会員は、次に掲げる各号の一つに該当する者とする。

- 1 化学または化学工業について、学識または経験のある者
- 2 化学または化学工業に密接な関係のある者

(学生会員)

第9条 学生会員は、大学、またはこれに準ずる学校に在籍する学生であって、化学または化学工業に関係のある学科を修める者とする。

(教育会員)

第10条 教育会員は、化学または化学工業に関係のある学校教育に従事する者またはこれに準ずる者とする。

(公共会員)

第11条 公共会員は、公共性のある学校、図書館または研究機関の代表者とする。

(賛助会員)

第12条 賛助会員は、本会の目的を賛助する者とする。

(名誉会員の称号)

第13条 日本の化学または化学工業について、特に顕著な功績のあった者で、所定の手続きを経て総会において承認された者には、名誉会員の称号を授与する。

(会 費)

第14条 会員は、別に定める規程により会費を納めなければならない。ただし、特別の場合はこれを減免することができる。

② 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(入 会)

第15条 本会に入会しようとする者は、正会員1名の紹介により、入会申込書に次に掲げる各号のものを添えて提出し、理事会の承認を経なければならない。

1 正会員

個人 入会金及び1年分の会費

法人 1年分の会費

2 学生会員 所属の学部長またはこれと同等と認められる者の在学証明書及び1年分の会費

3 教育会員 1年分の会費

4 公共会員 1年分の会費

5 賛助会員 1年分の会費

(退 会)

第16条 会員が退会しようとする場合は、会費に未納があるときはこれを納入のうえ、その旨を本会に通知し、理事会の承認を経なければならない。

(除 籍)

第17条 会費を滞納した会員は、理事会の議決を経てこれを除籍することができる。

② 前項によって除籍された者で、滞納会費に相当する金額を納めるときは、第15条の手続きを経て、ふたたび入会を許すことができる。

(除 名)

第18条 会員が次に掲げる各号の一つに該当するときは、理事会の議決を経てこれを除名することができる。

- 1 この定款にそむいたとき
- 2 本会の名誉または信用をそこなう行為のあったとき

## 第 4 章 代 議 員

(代議員の定数、選出方法、任期)

第19条 本会に代議員 280名以上 380名以下を置き、民法上の社員とする。

第20条 代議員は、別に定める規程により支部から選出された者及び通常総会で選任された役員とする。

第21条 代議員の任期は、支部から選出された者については選任のあった年の11月1日から翌年10月末日まで、役員から選出された者については選任のあった年の3月1日から翌年2月末日までとする。

(代議員の任務)

第22条 代議員は、正会員の代表として次の職務を担う。

- 1 総会に出席して表決権を行使すること
- 2 役員を選出を行うこと
- 3 本部役員、支部役員、その他の諮問に応じ意見を述べること

## 第 5 章 総 会

(総会の種類)

第23条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(招集の時期)

第24条 通常総会は毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に関き、臨時総会は会長が必要と認めた場合に随時に開く。

(招集の方法)

第25条 総会は、会長が招集する。

- ② 総会の招集には、会期より15日以前に会議の目的事項を示し、書面または会誌の公告によって通知しなければならない。
- ③ 正会員は、総会に出席して意見を述べるることができる。

(請求による臨時総会)

第26条 代議員の10分の1以上から議案を添えて、総会の招集の請求があったときは、会長はその請求のあった日から3ヶ月以内にこれを招集しなければならない。

(審議事項)

第27条 総会は、次の事項を審議する。

- 1 事業計画及び収支予算の議決に関する事項
- 2 前年度事業報告及び収支決算の承認に関する事項
- 3 役員の選任及び解任に関する事項
- 4 基本財産の処分に関する事項
- 5 定款の変更及び定款において総会の権限に属せしめられた事項
- 6 被表彰者の決定の報告に関する事項
- 7 前条により提出された議案に関する事項
- 8 そのほか会長が必要と認めて付議した事項

(議長)

第28条 総会の議長は、会長をもってこれにあてる。

- ② 会長が特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず議長及び副議長を指名することができる。

(総会の定足数)

第29条 総会は、社員たる代議員が過半数以上出席しなければ開会することができない。ただし、委任状により表決権を委任した者は出席とみなす。

(議決定足数)

第30条 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- ② 総会運営に関する規程は別に定める。

## 第 6 章 役員、顧問及び相談役

(役員、顧問、相談役)

第31条 本会に次の役員（会長、副会長、理事、監事）及び顧問、相談役を置く。

- 会 長 1名  
副会長 3名以上6名以内  
理 事 12名以上20名以内  
監 事 4名以上6名以内  
顧問、相談役 各若干名

- ② 必要に応じ、理事の中に常務理事1名を置くことができる。
- ③ 会長、副会長及び理事をもって法定理事とする。

(役員を選任)

第32条 役員は、別に定めるところにより、正会員のうちから通常総会で選任する。

- ② 顧問及び相談役は、会長が委嘱し、その任期は役員任期に準ずる。

(役員任期)

第33条 役員任期は、選任のあった年の3月1日から翌々年2月末日までとする。

- ② 役員は、任期が満了しても後任者の就任までは、その職務を行うものとする。
- ③ 役員が欠けたときは、遅滞なく補欠の選任を行う。補欠または増員による役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。補欠の選任方法についての規程は、別に定める。

④ 役員は、特別の事情のある場合には、その任期中であっても、総会及び理事会の決議により会長がこれを解任することができる。

(会長)

第34条 会長は、本会を代表し、会務を統理する。

(副会長)

第35条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは代理してその職務を行う。

(理事)

第36条 理事は、会長の命を受け会務を掌理する。

(常務理事)

第37条 常務理事は、会長の命を受け常務を掌理する。

(顧問)

第38条 顧問は、会長その他の役員の諮問に応じまたは理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。

(相談役)

第39条 相談役は、会長その他の役員の要請により、会務について意見を述べるすることができる。

(監事)

第40条 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

(理事会)

第41条 理事会は、法定理事をもって組織し、必要に応じ随時に会長が招集する。

② 理事会の議長は、会長とする。

(審議事項)

第42条 理事会は、次の事項を審議する。

- 1 総会に付議する事項及び総会から委託された事項
- 2 会員の入会及び退会並びに会員の種類の変更の請求に関する事項
- 3 被表彰者の決定に関する事項
- 4 事業計画・予算案及び事業報告・収支決算に関する事項
- 5 重要財産の処分及び第46条第1項に関する事項
- 6 諸規則の制定及び改廃に関する事項
- 7 支部及び部会・協議会の運営に関する事項
- 8 委員会の設置及び改廃並びにその運営に関する事項
- 9 職員の任免その他に関する事項
- 10 その他重要な会務の運営に関する事項

(理事会定足数)

第43条 理事会は、法定理事現在数の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

② 理事会の議事は、出席法定理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(委員会)

第44条 会務執行のため、委員会を置く。

② 委員会は、常置の委員会のほか、必要と認めるときは、特別委員会を置くことができる。

③ 委員会に関する規程は、別に定める

(事務局及び職員)

第45条 本会の事務を処理するため、事務局及び職員を置く。

② 事務局の職制、職員の服務等については別に定める。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産)

第46条 本会の資産は、次のとおりとする。

- 1 基本財産 基本金並びに理事会の議決を経て基本財産に編入された財産
- 2 運用財産 基本財産を除く他の財産

(基本財産処分の制限)

第47条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れることができない。ただし、事業遂行のためやむを得ない理由があるときは、総会の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分することができる。

(経費)

第48条 本会の経費は、次のものをもって支弁する。

- 1 会費
- 2 刊行物に対する購読料
- 3 寄付金（基本財産に指定して寄付されたものを除く）
- 4 資産から生ずる果実
- 5 その他の収入

(資産の消費または出資)

第49条 次に掲げる資産のうち、第1項は理事会及び総会、第2項から第4項は理事会の承認を経なければこれを消費しまたは出資することができない。

- 1 土地及び建物
- 2 奨学の目的で寄付された金品
- 3 その他特別の目的で寄付された金品
- 4 積立金

(寄付の受領)

第50条 寄付金品は、理事会の議決を経てこれを受領する。

(事業計画及び収支予算)

第51条 本会の事業計画及びこれにともなう収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会の議決を経て文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

(収支決算)

第52条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び会員の異動状況書とともに、監事の意見をつけ、理事会及び総会の承認を受けて、文部科学大臣に報告しなければならない。

② 本会の収支決算に収支差額があるときは、理事会及び総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入しまたは翌年度に繰り越すものとする。

(予算外の業務負担または権利放棄)

第53条 本会が借り入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

第54条 第47条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第55条 本会の会計年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終る。

## 第 8 章 定款の変更並びに解散

(定款の変更)

第56条 この定款は、理事現在数及び代議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第57条 本会の解散は、理事現在数及び代議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第58条 本会の解散にともなう残余財産の処分は、理事現在数及び代議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の許可を受けて、本会の目的と同種または類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

## 第 9 章 雑 則

(書類及び帳簿の備付等)

第59条 本会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 定款
- (2) 代議員の名簿
- (3) 役員及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 固定資産台帳及び固定負債台帳
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (8) 官庁署往復書類
- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支計算書及び事業報告書
- (11) 貸借対照表
- (12) 正味財産増減計算書
- (13) その他必要な書類及び帳簿

- ② 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類、及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号及び第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
- ③ 第1項第1号、第2号及び第4号の書類、同項第9号から第12号までの書類、並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

## 第 10 章 補 則

第60条 この定款を施行するために必要な諸規程は、理事会の議決を経て別に定める。

## 付 則

この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日（平成11年6月30日）から施行する。  
この定款の変更は、文部科学大臣の認可のあった日（平成13年7月24日）から施行する。